

公共事業参加資格あり ※1

## 公共事業入札参加フロー

1. 客観的事項の審査 | 経営事項審査の「総合評定値 P ※2」 所管：許可行政庁

項目区分 | Y

経営状況分析申請

登録経営状況分析センターへ

項目区分 | X<sub>1</sub>, X<sub>2</sub>, Z, W

経営事項審査申請

許可行政庁へ

2. 主観的事項の審査 | 発注者別評価点によるランク分け 「競争参加資格審査 ※3」 所管：発注者

総合評定値 P + 主観的事項

競争参加資格審査申請

国土交通大臣・都道府県知事へ ※4

3. 「経営規模等評価結果・総合評定値 P」の通知書 ※5

4. 入札参加 | 個別工事ごとの入札参加による評価 ※6 所管：工事ごと

n1. 「総合評価」総合  
評価落札方式の評価  
価格と品質・技術力等

n2. 価格競争

5. 入札者決定 契約

※1 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可、有効期間5年。

※2 公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、公共工事の元請契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けなければならない。

※3 個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査。

※4 主観的事項の審査は、発注者別評価点を採点。「工事関連項目」の工事成績、技術者数、表彰実績等及び「社会性関連項目」の防災協定、地元雇用等を評価。

※5 経営規模等評価結果、総合評定値は、請求をしないと通知されない。有償。

※6 個別工事ごとの入札参加条件は、工種・等級の選定、施工実績、配置予定技術者、地域要件等を評価。